

1 開催日時 令和2年8月24日（月）
開会 午後 1 時 29 分 閉会 午後 2 時 35 分

2 開催場所 備前市役所 5 階 会議室5-2

3 会議区分 定例会

4 出席委員

議席番号	職 名	氏 名	出欠
1	委 員	—	—
2	委 員	永 島 英 夫	出
3	委 員	立 花 朗	出
4	委 員	高 取 睦	出

5 出席者

職 名	氏 名	出欠
教育長	奥田 泰彦	出
教育部長	田原 義大	出
教育振興課長	大岩 伸喜	出
学校教育課長	岩井 典昭	出
幼児教育課長	波多野靖成	出
文化振興課長	畑下 昌代	出
社会教育課長	竹林 幸作	出

6 付議事件 議案等付議事項のとおり

7 会議状況 議事録のとおり
傍聴人 あり 非公開 あり

8 署名委員 3番 立 花 朗

9 書 記 教育振興課総務計画係長 難波 広充
教育振興課総務計画係 草加 成章

10 その他 次回開催日時・場所
日時 令和2年9月25日（金）午後1時30分 開会
場所 備前市役所 5階 会議室5-2

議案等付議事項

区分	案件名
議案第37号	令和2年度備前市教育関係補正予算の提出について
議案第38号	備前市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第39号	指定文化財の指定について
議案第40号	令和3年度使用高等学校教科用図書採択について
議案第41号	備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例の制定について
協議第1号	旧備前市青少年育成センターの跡地利用について
報告第1号	教職員の人事異動について
報告第2号	中学校統廃合について
報告第3号	井田跡調査について

午後 1 時 29 分 開会

教育長 委員の皆様には、令和2年8月教育委員会会議 定例会にご出席いただきありがとうございます。

それでは定例会を開会いたします。ただいまの委員の出席は、3人であり、定足数に達していませんので、令和2年8月備前市教育委員会会議定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議に傍聴を希望されている方がおられます。

備前市教育委員会会議規則第15条の規定により、会議は公開することになっており、教育長の許可をもって傍聴を認めることとします。なお、議事・発言内容に係る委員会の協議は、申し合わせに沿って行います。

それでは、傍聴人の入室並びに会議の傍聴を許可いたします。

(傍聴人入室)

委員並びに出席職員、そして、傍聴者に申し上げます。

教育委員会会議の議事等会議は、人事、争訟のほか、市議会の議決を経るべき事項の原案、個人・団体情報を公開することで権利利害に影響を及ぼすおそれのある事項、例示いたしますと、問題行動や児童生徒指導上の案件などにあつては、委員会の議決をもって非公開といたします。

非公開審議の事例は、かなり繁雑にありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

委員会会議規則及び委員会申し合わせにより、議事内容や発言内容に関する指摘は、あらかじめ分かる場合は、教育長から発議し、そうでない場合は、発言途中であっても、委員並びに出席職員からの発言を認めますので、教育長にその旨を告げていただき、私から発議するなど所要の手続きを行いたいと思います。

なお、会議を非公開とする旨の議決があつた場合、休憩中の委員会協議などの場合は、傍聴人は職員の案内に従い、速やかに退室していただきますようお願い申し上げます。

非公開審議又は休憩中の委員会協議が終了し次第、あらためて入室を認め、ご案内いたします。

以上よろしく申し上げます。

それでは、議事に先立って、7月定例会以降の教育行政の概要、政務について報告いたします。

熱中症の危険が増すことが懸念される連日の猛暑続きですが、本日より市内小中学校では、夏季休業中における授業を再開しました。例年よりずいぶん短い夏休みとなりましたが、新しい生活様式を取り入れた毎日を過ごしてくれたものと思っています。

さて、教育行政の概要、政務についてですが、

7月30日、香登こども園と大内保育園を訪問しました。香登こども園では、振り返り活動や体験の言語化等の取組により小学校教育を意識した系統的な指導に力を入れていました。大内保育園では、園の環境を考え、自発的に遊ぶことのできる環境構成を工夫した取組が見られました。

7月31日、片上こども園と伊部こども園を訪問しました。片上こども園では、内容や方法を工夫して子どもたちが本気で楽しむことのできる行事に取り組んでいました。また、働き方改革では、業務に見通しをもつことやミニ会議を取り入れるなどの工夫をしていました。伊部こども園では、市内で一番大所帯であるにもかかわらず、落ち着いた雰囲気保育が進められていました。豊かな心を育むとともに、情緒の安定を図る取組に力を入れていました。

7月31日、論語かるた実行委員会へ出席しました。新任委員を紹介の後、コロナ対策を考慮し

た、開催要項とするため、個人戦のみで行うことや新ルールの周知方法などについて協議し、決定しました。

8月1日、定例園長会に出席しました。今年度の園訪問を終えて感じたことを総括的にお話ししました。内容については、新型コロナウイルス感染症対策の上で園運営が適切になされていること、小学校との接続を意識した取組が行われていること等の評価についてです。それらに加え、新しい生活様式の中で忘れてはならない視点として、危機管理の徹底と発想の転換について話しました。

8月7日、元日生中学校〇〇〇〇氏と元伊里小学校長の〇〇〇〇氏の2人の方々に高齢者叙勲、瑞宝双光章を伝達授与しました。両名ともに豊富な経験を生かして岡山県教育推進のために多大な貢献をしたことが評価されたものです。

8月12日、備前市新型コロナ感染症対策本部会議に出席しました。学校関係では、園児・児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について協議し、そのマニュアルについて確認しました。

同日、備前市男女共同参画推進本部会議に出席しました。令和元年度備前市男女共同参画基本計画の実施状況について報告を受け、協議しました。

8月20日、交通安全対策協議会に出席しました。備前警察署から交通事故の発生状況の報告を受けた後、秋の交通安全県民運動実施計画について協議しました。

8月21日、図書館整備資料作成業務委託プロポーザル審査会に出席しました。技術提案書の評価要領及び採点の確認をした後、3者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い評価表により採点、審査しました。

以上で報告を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

まず、1番の前回定例会会議録の承認ですが、令和2年7月定例会の会議録について、委員の皆さんでお気づきの点はございませんか。

教育委員（異議なし）

教育長 ないようですので、令和2年7月定例会の会議録については承認することとします。

次に、2番 会議録の署名委員の決定ですが、本日は3番の立花委員にお願いいたします。

次に、3番の教育長報告のうち「生徒指導経過」等に関する部分は、会議規則第15条第4号及び第6号の規定に基づき、会議を公開することにより個人の権利利害を害するおそれのある事項、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生ずるおそれのある事項として、また、4番の議案付議事項

のうち「議案第37号 令和2年度備前市教育関係補正予算の提出について」及び「議案第41号 備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、会議規則第15条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案の原案に該当するものとして、「議案第40号 令和3年度使用高等学校教科用図書の採択について」は、会議規則第15条第6号の規定に基づき、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項に該当するものとして、非公開とするよう発議します。

また、申し合わせにより「議案第37号 令和2年度備前市教育関係補正予算の提出について」、「議案第40号 令和3年度使用高等学校教科用図書の採択について」及び「議案第41号 備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、「生徒指導経過」等に関する部分に引き続き、審議いたします。

このことに賛成の委員は挙手願います。

教育委員（全員挙手）

教育長 全会一致により非公開と決定しました。

それでは、学校及び園の現状報告をいたします。

非公開該当部分の報告になりますので、非公開とします。

傍聴人は退席をお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【 非公開審議 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

教育長 次に、4番 議案等付議事項について審議を行います。

まず、議案第38号 備前市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

教育振興課長 議案第38号 備前市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてですが、議案書21ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正点は、共同学校事務室の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により条ずれが発生したため、それを整備するものでございます。以上でございます。

教育長 議案第38号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

教育委員（発言なし）

教育長 ないようですので、議案第38号を承認してよろしいか。

教育委員（異議なし）

教育長 異議がないようですので、議案第38号については承認することといたします。

以上で、議案第38号の審議を終わります。

次に、議案第39号 指定文化財の指定について、事務局から説明願います。

文化振興課長 議案書22ページをご覧ください。

備前市指定文化財の指定について説明いたします。

提案理由といたしまして、大瀧山西法院所有の「木造阿弥陀如来立像」は、市内に所在する仏像の中で、平安時代後期、12世紀前半の優品として貴重な作例であるため、指定文化財として適切に保護し、後世に伝えていく必要があると考えます。

また、照鏡山八塔寺所有の「木造十一面観世音菩薩立像」は、像の割剥いた内面に墨書が発見されたことにより、造立年、作者、願主が判る貴重な作例であるため、指定文化財として適切に保護し、後世に伝えていく必要があると考えます。備前市指定有形文化財、彫刻として指定したいので、よろしく願いいたします。以上でございます。

教育長 議案第39号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員 指定に至るまでに、指定を要望するような委員会のようなものはありましたか。

文化振興有長 7月22日に開催された文化財保護審議会において審議されました。

教育長 ほかにありませんか。

教育委員（発言なし）

教育長 ないようですので、議案第39号を承認してよろしいか。

委員（異議なし）

教育長 異議がないようですので、議案第39号については承認することといたします。

以上で、議案第39号の審議を終わります。

次に、協議第1号 旧備前市青少年育成センターの跡地利用について、事務局から説明願います。

社会教育課長 議案書28ページをご覧ください。

旧備前市青少年育成センターの跡地利用について協議をいたします。

まず、施設の概要ですが、所在地は備前市東片上227番地2、敷地面積は901.20㎡、建物は本体建物と付属建物を合わせて238.48㎡で、昭和47年建築の建物となっています。

施設の経緯ですが、昭和47年に旧岡山地方法務局備前支局として建設、その後、当該施設の移

転に伴い備前市が取得、平成9年から備前市青少年育成センターとして利用してまいりましたが、このたびの市役所庁舎建設に伴うセンター機能移転に伴い閉鎖となっています。

当該施設については、今後は教育施設としては利用せず、用途については市長部局とも協議のうえ活用を検討する予定としています。以上でございます。

教育長 協議第1号の説明が終わりました。何か質問、ご意見はありませんか。

委員 建物について、耐用年数は何年ですか。また、今後使用するにあたり、傷みとかはどうですか。

社会教育課長 昭和47年の建築で、築後48年経過しています。今のところ建物に雨漏り等ありませんし、利用可能な状態だと思っています。

委員 耐震の基準を満たしていますか。

社会教育課長 昭和56年以降の建物は、今の耐震基準が適用されます。この建物はそれ以前の建物ですので耐震診断はしておりません。耐震はおそらくないと考えています。

教育長 ほかにありませんか。

教育委員 (発言なし)

教育長 それでは事務局提案のとおり、今後は教育施設としては利用しないということで、市長部局と協議していくということよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

教育長 ありがとうございます。以上で協議第1号を終わります。

次に、報告第1号 教職員の人事異動について、事務局から説明願います。

学校教育課長 議案書31ページをご覧ください。

教職員の異動について報告させていただきます。

吉永中学校栄養教諭の産前産後休暇取得に伴い、代員として1名採用いたしました。また、伊里中事務職員の病気休暇取得に伴い、代員として1名採用いたしました。以上で報告を終わります。

教育長 報告第1号の説明が終わりました。委員の皆さんで何か質問はありませんか。

教育委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号 中学校統廃合について、事務局から説明願います。

教育振興課長 報告第2号、中学校統廃合についてですが、前回の教育委員会会議以降の経過についてご報告させていただきます。

昨年9月に公表した備前市立中学校再編整備実施計画案についてですが、7月29日に開催されま

した教育委員会議において成案とされ、また、統合準備委員会を立ち上げ、計画を前に進めていくことについて承認されましたので、三石中学校と吉永中学校の統合準備委員会の立ち上げについて、8月4日に三石小学校PTA役員の方に、8月19日に吉永小学校・吉永中学校PTA役員の方に、8月20日に三石中学校PTA役員の方に、委員の人選、協議内容についての協力をお願いしてまいりました。本日、教育委員会より三石小学校、三石中学校、吉永小学校、吉永中学校の保護者の方、全員に統合準備委員会の立ち上げについてお願いの文書をお送りしています。

また、今後、地区関係者の方にも統合準備委員会の立ち上げと、委員の人選、協議内容についての協力をお願いしていく予定にしています。以上でございます。

教育長 報告第2号の説明が終わりました。委員の皆さんで何か質問はありませんか。

委員 保護者へ報告をされたということですが、その後、統合に関して保護者からの意見、声などはありましたか。

教育振興課長 意見とかは全く入ってきておりません。

統合準備委員会立ち上げのお願いに行ったときに、役員の人選については、選任して下さるとのお話をいただいております。

委員 三石小PTA、三石中PTA、吉永小PTA、吉永中PTAの皆さんと話をされたとのことですが、どのような雰囲気だったのか気になります。ピリピリしたものか、それとも前向きにやりましょうという雰囲気だったのですか。

教育振興課長 まず、統合準備委員会のイメージ、部会についてのイメージを説明しました。学校部会とか、通学部会、総務部会、記念式典、中学校の保存についてなどの部会、このくらいの部会は必要かなという説明を行い、また、役員の人選について、小学校・中学校から各3人から4人出していただいて20人前後で部会を開いたら、人数的には良いのではないかという提案をしています。役員の選出については、役員の選出はできませんという声はありませんでしたし、説明会におきましては、和やかな雰囲気で大きな反対はありませんでした。

委員 保護者に配布した文書を頂戴したい。

教育振興課長 用意します。

教育長 ほかにありませんか。

教育委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、報告第2号を終わります。

次に、報告第3号 井田跡調査について、事務局から説明願います。

文化振興課長 地元の要望により、井田水路整備事業として中山間地域総合整備事業が採択され、

令和2年度実施設計、令和3年度・4年度に水路改修工事が実施される予定です。

ただいま、施工方法など関係部局で協議しております。それに伴い、事前作業を行うための確認調査が必要となりました。

まず、井田跡の文化財的価値として、1、世界遺産暫定一覧候補として申請した際の閑谷学校の経営基盤を支えた史跡として記述される予定である。2、平成27年度に文化庁の認定を受けた「近世日本の教育遺産群」の構成資産である。3、井田跡全体が包蔵地であり、開発がある場合は文化財保護法第94条で通知する必要がある。4、井田跡がある周辺は、備前市指定史跡を受けていること。以上から開発する場合、法により事前の確認調査が義務づけられ、さらに確認調査結果やどのように改変・開発したかなど、その時点での井田跡に関する情報を網羅的に記載した調査報告書を刊行し、公開することが必須となります。

また、事業内容は、確認調査として、水路の基礎50か所程度、潮留まり石垣の総延長約350m測量記録、堰堤基礎石垣5か所、石垣等の基礎調査、文献・絵図・聞き取りなどの調査です。

調査期間は、令和2年度から令和4年度までで、令和5年度には調査報告書を作成します。調査経費は、令和2年度は一般財源で、令和3年度から令和5年度につきましては発掘調査事業及び史跡等総合活用整備事業、いずれも国庫補助金として2分の1以内の財源確保の予定です。報告は以上です。

教育長 報告第3号の説明が終わりました。委員の皆さんで何か質問はありませんか。

委員 平成19年に世界遺産暫定一覧候補として申請して時間がたっているが、記述等はできていないのですか。

文化振興課長 今、4市の方で閑谷学校含め世界遺産の登録申請をしているところですが、その中で記述はされていないが、珍しい資産なので今後の世界遺産登録において、これについて記述される予定はあります。

今、同時進行で行っておりますが、今のところは井田跡地について記述されておられません。以前単独でやっていたときは、記述的なものはあったようですが、今やっている中で記述される予定です。

教育部長 平成19年に世界遺産暫定一覧候補として申請したのは、津田永忠の実績ということで、岡山城であるとか、津田永忠の土木遺産群ということで申請しました。その時には候補から外れたわけですが、文化庁から意見が出まして、閑谷学校については、こういうカテゴリーで研究したらどうかという話があり、水戸の弘道館、足利学校らと研究してみたらどうかと、意見をいただきました。その後、備前市の方は単独で閑谷学校ということで進めていたんですが、中途から

日本遺産という話がでまして、日田と足利と水戸と一緒に日本遺産になった経緯がございます。日本遺産になった時に世界遺産もあわせてやっていきたいと思いますということで、今現在、4市で世界遺産登録を目指しているところです。

昨年度、一昨年度までに、中間的な報告書のまとめをしています。今後暫定一覧表等にいつでも申請できるように報告書を作成しております。その報告書の中に、井田跡などの関連資産を記述して行こうというような形で考えておりますので、こういったものについても記録を含めしっかりと保存をしていく姿勢といたしますか、そういったものが必要であるということでございます。

教育長 他にありませんか。

教育委員（発言なし）

教育長 ないようですので、報告第3号を終わります。

次に、5番 次回の教育委員会会議の決定ですが、事務局案を説明願います。

教育振興課長 9月の定例会につきましては、9月25日金曜日午後1時30分から市役所5階会議室で開催することを提案いたします。

また、10月定例会につきましては、10月26日月曜日、午後1時30分から市役所5階会議室で開催することを提案いたします。

教育長 それでは、次回定例会は、9月25日金曜日、午後1時30分から市役所5階会議室で開催することで、いかがでしょうか。

教育委員（異議なし）

教育長 それでは、次回教育委員会会議定例会は、9月25日金曜日、午後1時30分から市役所5階会議室で開催いたします。

また、10月定例会は、10月26日月曜日の予定とし、会場は市役所5階会議室で行いたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について、各課から報告願います。

学校教育課長 新型コロナウイルス感染者及びPCR検査対象者が発生した際の対応についての基本的な考え方についてまとめています。

1番は、発生以降の感染拡大防止として、児童生徒、園児及び教職員のPCR検査陽性が確定した時点からの対応です。臨時休業については、陽性が確定した翌日から、保健所からの施設の消毒命令または自主消毒、濃厚接触者特定のための調査終了までの期間としています。おおむね1日から2日程度考えられ、以前のような全校園の休業は考えにくい状況だと思います。

消毒及び調査終了後、学校園は再開しますが、感染者、濃厚接触者として指定された児童生徒、

園児は出席停止、教職員は特別休暇となります。濃厚接触者が多数または広範囲の学年にわたる場合は、保健所や市保健課の指導のもと、臨時休業の延長を指示することもあります。学校の場合、年齢的にも適切にマスク着用がなされていることから、濃厚接触者が多数になることは考えにくいと思います。

2番は、PCR検査対象者となった段階での各機関の対応、3番は、人権及び心理面に対する配慮をまとめています。特に人権に対する配慮は、各機関と連携すべき課題であると考えています。

社会教育課長 添付の2枚目をご覧ください。

公共施設における新型コロナウイルス感染症発症時の対応についてですが、備前市における全庁的な取扱いを整理したものとなっています。

1番に、発生以降の感染拡大防止として、陽性確認の日又は翌日から臨時休業とし、消毒及び調査終了後に施設を再開、濃厚接触者は14日間の自宅待機とするなど職員の対応について記載しています。

2番に、組織的対応として、検査対象者となった段階で、本部会議を開催し対応を決定することとしています。

3番に、検査対象者の人権、心理面に対する配慮として、情報管理の徹底、差別や偏見に対する指導、職場復帰後のケアなどを行うこととしています。

次ページに検査実施から施設再開までの流れとなっています。

簡単ですが、以上となっています。

教育長 新型コロナウイルス感染症への対応についての説明が終わりました。委員の皆さんで何か質問はありませんか。

委員 非常に詳しく対応策が出ていますので、情報をよく共有していただけて取り組んでいただけたらと思います。

教育委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、その他で事務局、委員の皆さん、何かありますか。

教育委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、以上で8月の教育委員会会議定例会を閉会します。

午後 2 時 35 分 閉会

備前市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、下記に署名する。

会議録署名委員 教育長

委 員